

名古屋市子ども食堂等運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 名古屋市子ども食堂等運営補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 地域の中で子どもを見守り、支援が必要な子どもを適切な支援機関に繋ぐ取組みを行う子ども食堂等を支援する目的をもって、本補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 無料又は低額の食堂で、子どもが一人で来ても安心して食事ができる機会を提供する取組み
- (2) 学習支援 学習習慣の定着のため、学習サポーターが宿題や自主学習を支援する集合形式かつ無料の取組み
- (3) その他子どもの居場所として資する事業 子どもの主体性を活かしながら、大人が適切に関与する居場所をつくり、当該居場所に無料で子どもが参加できる取組み
- (4) 子ども食堂等 本条第1号から第3号の取組み
- (5) 地域資源 行政や地域住民、NPO等様々な支援機関

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 名古屋市内で子ども食堂等を開設する構成員5名以上の団体であること。（ただし、法人格の有無は問わない。）
 - (2) 構成員の名簿及び定款等の規約など組織運営に関する明文の定めを有していること。
 - (3) 自ら子ども食堂等の運営をしていること。
 - (4) 個人事業主が経営する飲食店や株式会社（いわゆる「営利事業者」）が子ども食堂等を運営する場合、子ども食堂等で独立の会計が行われていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号。以下本項において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げるいずれか若しくは複数を実施する事業とする。ただし、第3号のみ実施する場合を除く。

- (1) 子ども食堂
- (2) 学習支援
- (3) その他子どもの居場所として資する事業

2 前項に掲げる事業は、次の各号の要件を満たす場合に補助を行うものとする。

- (1) 月1回以上実施すること。複数事業として補助を受ける場合、それぞれ月1回以上実施すること。
- (2) 開催1回あたり90分以上実施（複数事業をあわせて90分以上実施する場合を含む）すること。複数事業として補助を受ける場合、それぞれ別の時間帯で90分以上実施すること。
- (3) 子ども（未就学児から高校生世代）の参加人数が補助対象期間を通じて開催1回あたり平均10名以上いること。
- (4) 事業実施の中で支援が必要な子どもを見つけた際に行政等の必要な支援に繋ぐこと。
- (5) 子どもの参加者を広く募り、限定しないこと。
- (6) 各種支援機関や地域資源等に関する研修を受講すること。
- (7) 本市が子ども食堂等に関する調査（実地を含む）を実施した場合、協力すること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (4) 本市の委託又は補助事業
- (5) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の委託事業
- (6) その他第2条の目的に合致しない事業

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、子ども食堂等の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。ただし、他の助成・補助事業として採択された経費は補助対象から除く。

2 補助事業者の運営に要する経費は、補助対象としない。

(補助金額)

第7条 補助額は、対象経費の実支出額と別表に定める補助基準額とを比較していずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、市長が定める申請期間に、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）

- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 申請団体の概要（構成員の名簿及び定款等の規約）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知書（第4号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助対象事業の追加等の変更をする場合（軽微な変更は除く。）、事業を中止又は廃止する場合は、事前に変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）を提出して市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金申請にかかる関係書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。

（変更の承認）

第11条 市長は、前条第2号の規定に基づき変更・中止・廃止承認申請書が提出された場合、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付決定金額に変更が生じるときは補助金交付変更決定通知書（第6号様式）を、交付決定金額に変更が生じないときは補助金変更承認通知書（第7号様式）を提出者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、当該年度の2月までにおける事業の終了後14日以内又は3月7日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) 事業の実施状況が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助の確定及び通知）

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書及び添付書類の提出を受け、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付額確定通知書（第10号様式）により通知する。

(補助金の交付)

第 14 条 前条の規定による通知を受けた者は、通知を受領した日の翌日から起算して 7 日以内に、市長に対し補助金交付請求書（第 11 号様式）により補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき

(加算金及び延滞金)

第 16 条 前条の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けた者は、規則第 20 条各項の規定に基づき加算金及び延滞金を市に納付するものとする。

(情報の開示)

第 17 条 補助対象事業又は補助事業者に関して、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 7 条第 1 項各号の規定による非公開情報以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表

補助基準額	対象経費	
①第5条第1項第1号又は第2号を90分以上実施する場合、100,000円 ②第5条第1項各号の複数をあわせて90分以上実施する場合、100,000円 ③第5条第1項各号の複数をそれぞれ90分以上実施する場合、200,000円	需用費 (単価が2万円以下のもの)	・食材費 ・衛生用品 ・弁当用容器 ・参考書 ・文房具 ・その他事業実施にあたり必要な消耗品(光熱水費・ガソリン代等子ども食堂等とそれ以外の用途で按分が必要な経費を除く)
	役務費	・郵送料 ・各種保険料
	委託料	・チラシ印刷代 ・検便経費
	使用料及び賃借料	会場賃借料